

平成 28 年 7 月 1 日
環境省水・大気環境局水環境課

民間競争入札実施事業水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査 の実施状況について（平成 24 年度～28 年度分）

I. 事業の概要

1. 委託業務内容

水質汚濁物質排出量総合調査における、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計及び報告書作成に係る業務、並びに、水質汚濁防止法等の施行状況調査における個票審査、集計、報告書作成に係る業務

2. 業務委託期間

平成 24 年 7 月から平成 29 年 3 月までの 5 年

（平成 24 年度の業務委託期間：平成 24 年 7 月 9 日から平成 25 年 3 月 31 日、
平成 25 年度の業務委託期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日、
平成 26 年度の業務委託期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日、
平成 27 年度の業務委託期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日、
平成 28 年度の業務委託期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 21 日）

3. 受託事業者

株式会社日本能率協会総合研究所

4. 受託事業者決定の経緯

水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査に係る民間競争入札実施要領に基づき、入札参加者（1 者）から提出された企画書について、環境省において審査・外部有識者からの意見聴取を行った結果、いずれも評価基準を満たしており、総合評価方式の一般競争入札を実施したが不落不調であった。

そのため、再度公告を行ったところ 3 者が入札説明会に参加し、そのうちの 1 者から応札があり、平成 24 年 7 月 6 日に入札を行った結果、予定価格の範囲内であったことから、上記の者が落札者となった。

II. 確保すべき質の達成状況及び評価

平成 27 年度末時点における確保すべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。また、評価する上で参考となる、事業の実施状況は（別紙）に示す通りである。

II-1. 水質汚濁物質排出量総合調査

1. 調査対象企業名簿の整備

受託事業者は環境省が貸与した調査対象事業場名簿を基に、修正・更新・重複チェック等を実施した（名簿は自治体ごとに整理し、平成 27 年 7 月 28 日までに順次貸与）。

2. 回収率

平成 25 年度調査については、環境省が貸与した事業場名簿（掲載事業場数 34,205 事業場）を基に、受託事業者は、調査対象の事業場（水質汚濁防止法の特定事業場のうち、日平均排水量が 50m³以上の事業場及び有害物質使用特定事業場）の抽出を行い、平成 25 年 9 月 25 日に 34,205 の事業場に対し調査票等を発送した。発送後に廃止等が判明した事業場を除外し、最終的な調査対象事業場は 32,705 事業場となった。

平成 27 年度調査については、環境省が貸与した調査対象事業場名簿（掲載事業場数 33,813 事業場）を基に、受託事業者は、調査対象の事業場（水質汚濁防止法の特定事業場のうち、日平均排水量が 50m³以上の事業場及び有害物質使用特定事業場）の抽出を行い、平成 27 年 10 月 1 日に 33,813 の事業場に対し調査票等関係資料を発送した。発送後に廃止等が判明した事業場を除外し、最終的な調査対象は 32,170 事業場となった。なお、本業務の目標とする水準値は「回収率 80%」を設定した。

調査票の回収率は、平成 25 年度調査分では 82.2%であり目標を上回った、平成 27 年度調査分では 73.4%であり目標を下回った（表 1）。

表 1 目標とする水準と回収率

年月日	有効回収率
平成27年11月30日時点 (オンライン回答を除く)	47.4%
最終結果(平成28年3月14日) (オンライン回答を含む)	73.4%(82.2%) [*]
目標とする水準値	80%

※（ ）内は平成 25 年度の数値

3. 調査客体からの照会対応

受託事業者が調査客体に対して行った照会対応の状況を以下にまとめている。

平成 25 年度調査では、平成 25 年 11 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日の期間に問合せ等の対応を行った。問合せの総数は、電話・FAX で 3,434 件、電子メールで 42 件あり、そのうち苦情は 8 件であった（表 2-1）。

平成 27 年度調査では、平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 12 月 28 日の期間に問合せ等の対応を行った。問合せの総数は、電話・FAX で 2,629 件、電子メールで 33 件あり、そのうち苦情は 22 件であった（表 2-2）。

また、調査客体の利便性向上のため、受託事業者はホームページ上に、「よくある問合せ内容」を掲載し、調査票や記入要領等がダウンロードできるページを開設した。

表 2-1 調査客体からの照会対応の状況（平成 25 年度）

	件数		内容							
	電話・FAX	電子メール	調査票個別内容				調査全体	苦情	再送依頼	住所変更
			A	B	C	D				
平成 25 年 11 月	2,272	22	34	306	33	22	1,798	5	12	90
平成 25 年 12 月	816	20	0	20	2	1	741	3	47	12
平成 26 年 1 月	346	0	0	0	0	0	332	0	18	0
計	3,434	42	34	326	35	23	2,871	8	77	102

表 2-2 調査客体からの照会対応の状況 (平成 27 年度)

	件数		内容							
	電話・FAX	電子メール	調査票個別内容				調査全体	苦情	再送依頼	住所変更
			A	B	C	D				
平成 27 年 10 月	2,283	14	117	322	60	30	1,574	21	36	137
平成 27 年 11 月	280	19	5	18	3	2	238	1	22	10
平成 27 年 12 月	66	0	1	1	0	0	61	0	3	0
計	2,629	33	123	341	63	32	1,873	22	61	147

注) A: 産業分類の記入についての問合せ
 B: 稼働コード、排水量、排水処理方法の記入についての問合せ
 C: 排水濃度 (生活環境項目) の記入についての問合せ
 D: 排水濃度 (有害項目) の記入についての問合せ

4. 受託事業者による督促等の状況

(1) 督促等実施状況

受託事業者は平成 27 年 12 月 1 日時点で、調査票未提出の調査客体 (8,336 事業場) に対して電話による督促を行った。

(2) 質疑照会の状況

① 個票審査

対象客体から回答のあった調査票は、受託事業者に着次第、受託事業者が内容のチェックを行い、記入不備については遅滞なく電話による問合せを行い補記した。その後、各記入事項の数値の妥当性 (異常値の有無) のチェック等を行い、必要に応じて疑義照会を行った。

② 疑義照会

受託事業者が行った疑義照会件数は、表 3 に示すとおりである。836 件の疑義照会を行い、そのうち 786 件でデータ修正が必要となった。

表 3 調査票の審査・疑義照会の状況

	事業場数	件数	調査票個別内容			
			A	B	C	D
計	806	836	38	297	463	38

注) 調査票個別内容の A~D については表 2 の注釈と同じ

5. 調査対象事業場名簿の更新

調査により得られた事業場の稼働状況 (廃止、下水道接続済等) および住所等の変更情報をもとに、調査対象事業場名簿について、政府統計共同利用システムにより名簿の修正・更新等を行った。

6. その他 (作業方針、スケジュールに沿った確実な業務の実施)

業務内容の各工程で適宜、進捗状況の報告を受け、計画どおりに業務が実施されていることを確認した。

7. 評価

回収率は平成 25 年度調査では目標としていた 80% を上回った (H25 回収率: 82.2%)。平成 27 年度調査では目標としていた 80% を下回った (H27 回収率: 73.4%) が、7 割以上の回収率を確保しており、督促等対応及び質疑照会対応の状況を踏まえ、苦情等件数が少なく滞りなく業務を遂行されていることから、質は概ね確保されているものと評価できる。

II-2. 水質汚濁防止法等施行状況調査

1. 調査票データの審査・疑義照会の状況

受託事業者は、自治体から報告のあった調査票について、報告されるべき項目が欠如している等が見受けられた場合には、その都度電話及びメールにより問合せを行った。また、報告にあったデータに疑義が生じた自治体については疑問点等の照会を実施した。

表4 調査票の疑義照会の状況

	照会対象 自治体	照会内容			
		届出に関するもの	水濁法事業 場数に関するもの	瀬戸内海法 事業場数に関するもの	その他
平成24年度	39自治体	11	22	12	3
平成25年度	58自治体	17	32	17	4
平成26年度	63自治体	18	35	19	4
平成27年度	42自治体	12	23	13	3

2. 報告書の自治体等への内容確認依頼及び修正の状況

受託事業者は、自治体からの報告を取りまとめ後、速やかに各自治体に送付し内容の確認を依頼し、修正を行ったうえでデータの確定を行った。

3. 報告書の送付状況

平成24年度調査分は平成26年12月、平成25年度調査分は平成27年9月、平成26年度調査分は平成28年3月に関連自治体へ報告書を送付した。

4. 評価

業務の実施について、審査・疑義照会等の業務について問題なく円滑に行われていることから十分に評価できる。

Ⅲ. 実施経費の状況及び評価

1. 実施経費

受託事業者が今回の業務に要した経費は、次のとおりである。

表5 実施経費の状況（税抜）

項目	当初見積	実施経費	当初見積 －実施経費	備考
【平成24年度 水質汚濁防止法等施行状況調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	4,764,640	4,776,238	-11,598	
2. 事業費(郵送費・交通費等)	50,000	38,402	11,598	
3. 外注費(印刷等)	0	0	0	
小計	4,814,640	4,814,640	0	
【平成25年度 水質汚濁物質排出量総合調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	1,369,020	1,562,287	-193,267	
2. 事業費	7,000,000	7,377,031	-377,031	
(1)人材派遣費用	0	0	0	
(2)調査関係用品郵送費用・通信	7,000,000	7,335,714	-335,714	
(3)消耗品、交通費等	0	41,317	-41,317	
3. 外注費	5,500,000	4,736,436	763,564	
(1)調査関係用品の印刷・発送	4,000,000	2,984,276	1,015,724	
(2)回収調査票の入力業務費用	1,500,000	1,752,160	-252,160	
小計	13,869,020	13,675,754	193,267	
【平成25年度 水質汚濁防止法等施行状況調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	1,319,020	1,543,086	-224,066	
2. 事業費(郵送費・交通費等)	50,000	19,201	30,799	
3. 外注費(印刷等)	0	0	0	
小計	1,369,020	1,562,287	-193,267	
【平成26年度 水質汚濁防止法等施行状況調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	4,752,190	4,780,886	-28,696	
2. 事業費(郵送費・交通費等)	50,000	21,304	28,696	
3. 外注費(印刷等)	0	0	0	
小計	4,802,190	4,802,190	0	
【平成27年度 水質汚濁物質排出量総合調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	1,362,795	2,205,895	-843,100	
2. 事業費	7,000,000	6,397,319	602,681	
(1)人材派遣費用	0	0	0	
(2)調査関係用品郵送費用・通信	7,000,000	6,394,587	605,413	
(3)消耗品、交通費等	0	2,732	-2,732	
3. 外注費	5,500,000	4,416,481	1,083,519	
(1)調査関係用品の印刷・発送	4,000,000	3,171,861	828,139	
(2)回収調査票の入力業務費用	1,500,000	1,244,620	255,380	
小計	13,862,795	13,019,695	843,100	
【平成27年度 水質汚濁防止法等施行状況調査】				
1. 人件費(すべて常勤)	1,312,795	2,185,527	-872,732	
2. 事業費(郵送費・交通費等)	50,000	20,368	29,632	
3. 外注費(印刷等)	0	0	0	
小計	1,362,795	2,205,895	-843,100	
合計	40,080,460	40,080,460	0	

2. 評価

本事業においては、水質汚濁防止法等施行状況調査のみを実施する年度と水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等施行状況調査の両方を実施する年度があるが、検証のため、両調査を実施する年度を比較することとする。

前請負業者が実施した平成23年度における調査では22,050,000円の経費を要している一方、平成27年度水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等施行状況調査では15,225,590円であったこ

とから、約 6,824 千円削減されており、民間競争入札導入の効果があったものと評価することができる。

IV. 民間事業者からの提案による改善実施事項等

業務調達時や業務実施時における、民間事業者から提案のあった主な改善等については、次のとおり実施されている。

- ・作業のマニュアル化により、効率性、確実性を高める。
- ・作業の機械化、定型化によりデータ集計の効率性、確実性を高める。

V. 全体的な評価

実施経費については、上記Ⅲの1のとおり、約6,824千円削減されており、経費削減の点で効果を上げている。また、質については上記Ⅱのとおり、水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等施行状況調査について、確保すべき質の維持向上が図られていると認められ、質の維持向上の点でも効果を上げている。

しかしながら、上記Ⅰの4のとおり、一者応札であったことから、公告期間を延長する等の対応により改善を図る予定であり、民間競争入札を継続する予定である。

VI. 今後の事業について

以上のとおり、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を満たしておらず、公告期間を延長する等により入札の競争性の向上を図る予定である。また、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしていく予定である。

VII. 事業の実施状況について

1. 実施体制

事業の実施体制は、次のとおりである。

表6 実施体制の状況

業務の種類	実施体制	
	派遣労働者・外注を除いた数値	
【平成24年度水質汚濁防止法等施行状況調査】		
(1) 調査票の整理	7人日	7人日
(2) 疑義照会	10人日	10人日
(3) 報告書作成	7人日	7人日
計	24人日	24人日
【平成25年度水質汚濁物質排出量総合調査】		
(1) 調査対象企業名簿の整備	7人日	7人日
(2) 調査関係用品の印刷・発送	5人日	5人日
(3) 調査票の整理	45人日	5人日
(4) 問合せ対応	180人日	10人日
(5) 調査票確認・疑義照会	45人日	45人日
(6) 督促	20人日	4人日
(7) データ入力	10人日	10人日
(8) 集計・報告書作成	30人日	30人日
計	342人日	116人日
【平成25年度水質汚濁防止法等施行状況調査】		
(1) 調査票の整理	7人日	7人日
(2) 疑義照会	10人日	10人日
(3) 報告書作成	7人日	7人日
計	24人日	24人日
【平成26年度水質汚濁防止法等施行状況調査】		
(1) 調査票の整理	7人日	7人日
(2) 疑義照会	10人日	10人日
(3) 報告書作成	7人日	7人日
計	24人日	24人日
【平成27年度水質汚濁物質排出量総合調査】		
(1) 調査対象企業名簿の整備	7人日	7人日
(2) 調査関係用品の印刷・発送	5人日	5人日
(3) 調査票の整理	45人日	5人日
(4) 問合せ対応	180人日	10人日
(5) 調査票確認・疑義照会	45人日	45人日
(6) 督促	20人日	4人日
(7) データ入力	10人日	10人日
(8) 集計・報告書作成	30人日	30人日
計	342人日	116人日
【平成27年度水質汚濁防止法等施行状況調査】		
(1) 調査票の整理	7人日	7人日
(2) 疑義照会	10人日	10人日
(3) 報告書作成	7人日	7人日
計	24人日	24人日
合計	780人日	328人日

2. その他の業務の状況（水質汚濁物質排出量総合調査）

(1) 調査関係用品の印刷・配布（送付を含む）

① 調査関係用品の印刷

受託事業者は、(a)挨拶状、(b)調査票、(c)調査票記入要領、(d)調査票記入例、(e)返信用封筒、(f)送信用封筒、(g)産業分類コードを作成した。

(a) 挨拶状は公印の印影に朱色を使用した印刷で行った。

(b) 調査票は調査対象事業場の名称等および前回回答のあった調査事業場については前回調査の回答内容についてもプレプリントした。また、調査票の余白に一連の整理番号を付与した。

(c) 調査票記入要領は記入事項の詳細を記載した冊子として作成した。

(d) 調査票記入例は冊子とは別紙とし、記入者が調査票、調査票記入要領、調査票記入例を同時にしながら記入できるようにした。また、調査票と調査票記入例を取り違えて返送してくることを防ぐため、調査票記入例は色紙で縮小版の印刷とした。

(e) 返信用封筒は事務局宛着払いの封筒とし、封筒下部には環境省担当部署も印刷した。

(f) 送信用封筒は料金別納の封筒とし、封筒下部には環境省担当部署、事務局名、調査名称を印刷した。

表7 調査関連印刷品部数

(a) 挨拶状	34,000 部
(b) 調査票	33,813 部
(c) 調査票記入要領	34,000 部
(d) 調査票記入例	34,000 部
(e) 返信用封筒	34,000 部
(f) 送信用封筒	34,000 部
(g) 産業分類コード	34,000 部

② 調査関係用品の発送

平成27年10月1日に調査票の送付を実施した。

(2) 調査票の回収、受付

実施期間：平成27年10月1日～平成27年11月2日

①回収件数確認：受託事業者は回収件数を到着日ごとに記録した。

②回収日登録：受託事業者は開封時に調査票に付した整理番号を記録し、到着状況の記録とした。

③調査票のチェック：受託事業者は開封時に調査票の記載内容についてチェックし、記入不鮮明、不足等について電話照会等を行った。

(3) 調査票のデータ化

実施期間 平成27年11月10日～平成28年3月14日

調査対象者から回答のあった調査票の審査は開封後目視によりチェックを行い、受託事業者は回収した調査票を1次入力し、1次入力者以外の者による目視検査を行った。

